

沖縄県地域「外交」の名称について

共産国家や独裁国家に地方自治体という概念はなく、沖縄県知事も日本政府地方長官と見ています。「地域外交」という言葉も、県は「地方」対「地方」の交流という意味で使っていますが、中国は日本政府の出先機関(地域)が行う国家外交の延長だと認識します。沖縄県知事は、一地域の「組長」ではなく、日本国政府の外交官の立場だと認識しています。沖縄県が良かれと思って実行する施策は、全て日本政府の行動と認識されます。よって、中華民国総統選に対する祝電ひとつとっても、それは北京を無視する越権行為として抗議の対象になりました。台湾訪問ですら北京の頭越の行為と見なされます。地域外交という言葉は、北京を刺激する言葉であり、「沖縄県地域交流」という波風を立てない言葉とすべきです。沖縄県に「国」対「国」の外交権は、ありません。私は、中華民国台湾省で民間組織の名称決定の交渉を行った経験があります。台湾側から「中華〇〇〇〇連盟」と組織名を、東京を經由して北京に打診しました。回答は、「不同意」となりました。結果的に「中華台北〇〇〇〇連盟」に落ち着きました。オリンピックと同じ様に「チャイニーズ台北」となりました。台湾省は、中華人民共和国の国内であり(中華民国の国内でもあります)そこで発生する「外交問題」は、一つの中国の原則に元ついで日本国政府と中華人民共和国政府の間で行われる事が原則です。北京は、「沖縄県尖閣諸島」まで自国国内問題と見ています。こちらが、良かれと行って行われる「地域外交」は、全て蓄積され悪い結果となります。「地域外交」政策により外交上発生する不利益について沖縄県が責任を取る事を明文化すべきでしょう。沖縄県知事が台湾訪問するだけでそれは、国際紛争の原因となりえます。各国・地域との国際交流・国際協力等の多様な活動を積極的に展開することは大いに歓迎されるべき事ですが、それは、「ウチナンチュ大使」や「ウチナンチュ大会」等に示される通り、現在進行で行われている事であり新しい施策ではありません。本当の意味で「外交」となると、まず「外交旅券」(パスポート)が必要です。観光ビザでは入国できません。中国の総領事館も注視しています。あらぬ波風を立てない為にも「地域外交」を辞めて「地域交流」とする事を提案します。

第3章 戦略・取り組み 及び 第4章 推進・検証に、以下の提案を取り込むこと**1) 沖縄県の外交の基本方針**

本来、外交とは、相互対話による理解と相互信頼に基づき共通の利益を見出す交渉に本質があるはずである。昨年9月の国連での知事発言に対する日本政府反論では、「沖縄における米軍の駐留は、地政学的な理由と日本の安全保障上の必要性に基づいており」、「日米同盟の抑止力と対応力をさらに強化する」と述べている。もはや日本政府は、そのような対話と信頼構築による外交を目指しているのではなく、力の対決を前提に、国家安全保障を優先し軍事化を推し進め、そのために沖縄の民意と人権の制約はやむなし、という外交となっている。明らかに沖縄における人間の安全保障を犠牲とする国家安全保障の強化を日本外交の基本としている。したがって、人間の安全保障を阻害する国家安全保障のあり方を、民意と人権を重視した人間の安全保障中心に変えていき、人間の尊厳という価値を共有する地域横断的な関係を確立していく必要がある。それこそが沖縄の地域外交の基本方針とされるべきである。

2) 国連人権機関の沖縄への誘致

平和人権外交を沖縄が強力に推進していくためには、掲げる目標として、国連人権機関の沖縄への誘致が最も重要である。沖縄に国連の人権機関が誘致され常設されることによって、沖縄の自治体及び市民社会の国連への繋がりは、極めて確固としたものになる。また、民意と人権を無視した軍事化の進展を国連機関が目当たりにするのができ、南西諸島の民意と人権を無視した国策の問題点を深く共有してもらうことが可能となる。

3) 知事の継続的な国連訪問

知事の国連訪問、人権理事会における声明の発表と特別手続との面談は、国連の人権システムが沖縄に注目し関心を寄せ、問題意識を強く抱き、国際的にも重要な人権問題として認識をさらに深めていくことに大きく寄与する。その効果を持続的なものとしてさらに深化させ発展させていくためには、沖縄の人権問題と訴える国連の会議や機会を逃すことなく、適切に参加し訴えを発信することである。

4) 国連特別手続（特別報告者・独立専門家等）の沖縄への招聘

人権理事会に任命された特別報告者及び独立専門家の調査のための各国への公式訪問（カントリー・ビジット）は極めて重要である。可能な限り多くの沖縄の人権侵害に関連する専門分野の特別手続に対して、日本への公式訪問を実現し、さらに沖縄への訪問を実現していくことが極めて重要となる。そのため特別手続と直接コンタクトを取り、人権侵害問題の深刻さを訴え関心を喚起し、日本政府への公式訪問を打診してもらうことが重要である。特別手続に限定されず、現職の様々な国連の役職者や職員を沖縄に招聘することは可能な限り最大化すべきである。

5) ジュネーブ常駐の県職員

国連欧州本部のあるジュネーブに県庁職員を常駐させる必要がある。国連特別手続等との面談においては、事前にジュネーブに職員を派遣して、会議開催情報、参加手続情報の入手、人的ネットワークの構築等を行う必要がある。

まず取り組むべきことは国連の研修制度への人員の派遣である。沖縄県がこのような研修制度を活用し、職員をジュネーブに派遣し続け、国連の人権諸機関との人的関係を備えた人権外交職員を育成していくことも非常に重要である。そのような職員をそのままジュネーブ駐在職員として、ある程度の期間滞在させることが必要となる。

6) 平和人権外交担当職員の長期的人事の必要性

国連を舞台とした国際的な人権外交を沖縄県の地域外交の柱の一つとするためには、国連諸機関、諸手続、担当職員等と直接やり取りし、情報収集や申請、依頼等を行う外交担当職員が必要とされる。

外交担当の職員は、長期的な人事を前提としつつ、国連ジュネーブ本部への研修への参加に加え、

例えば広島市の平和首長会議の運営や国連における活動、さらには広島市の国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所の設置や運営を学ぶための職員の派遣など、国内自治体の人事交流を通じた研修も取り組むべきである。

7) 人的・組織的資源の確保と時間的・予算的配分の確保

国連への働きかけにおいて、県としての最大の課題は、マンパワー、時間及び予算の圧倒的な不足である。

人権と民意を無視した沖縄県、南西諸島の軍事化を阻止し、平和な東アジアの建設に実質的に貢献していくという目的を掲げるならば、国連平和人権外交の持続的発展的な取り組みは必要であり、上記2)～6)で述べたような体制を強化するために、また市民との連携を強化するためにより多くの資源を確保することは必須である。

8) 沖縄平和研究及び平和交流の拠点センターの形成

軍事化の問題を抱える多くの地域との国際的な連携ネットワークを実現するためには、沖縄県が率先して、国際的な NGO の組織化を行うことが必要となる。そのためには軍事化の脅威にさらされる地域への呼びかけをはじめ、そのような地域との国際会議を行うことが必要になる。当面、県庁がその国際会議組織の事務局を担うことも考えられるが、自治体とは異なる法人となるセンターが担うことがより望ましい。

さらに、このセンターには、平和研究及び平和教育研究推進ための役割を持たせることが必要である。沖縄県が平和人権外交を担うという場合、平和研究や国際人権研究の理論的基盤は、必ず必要になってくる。

まず、県の平和研究センターを作り、そこから各大学の平和研究を促進し、大学付属の平和研究の拠点の設置を進めさらに、大学間、研究所間の連携を進めるとともに、その中心に県の平和研究センターが位置して地域平和人権外交を支えるネットワークを機能させる必要がある。

9) 世界のうちなんちゅを沖縄の平和人権外交の基盤に

世界のうちなんちゅ大会そのものが県が取り組む平和な国際関係の構築に貢献している。

沖縄とそれぞれの国々の人権と環境の改善に向けた国際的な取り組みを行うものとして大会そのものを非政府的な組織として国連資格 NGO 化していくことも可能と考えられる。

10) 県と市民社会組織（CSO・NGO・NPO）との連携

国連の会議に参加資格を持ち発言する機会を与えられるのは、国連経済社会理事会に資格申請を行い認められた NGO（以下「国連資格 NGO」と称する）である。沖縄県は、国内外の有力な複数の国連資格 NGO との協働関係を構築し、発表や発言の機会を最大に確保すべきである。特に沖縄の問題に対して積極的に情報提供や問題提起を行ってきた非政府系の組織はただちに関係を構築していくべきである

11) 県民によって支えられる地域の平和人権外交推進体制の構築

沖縄が進める平和人権外交は、幅広い県民の信任と支えが必要である。そのためには県民との徹底した情報公開・情報共有が不可欠であり、また、県民への説明責任を確保し、県民と連帯した地域外交の推進体制の構築していく必要がある。

国が担う「外交」においては、軍事関係の外交や貿易ルールの改変、領土問題など、事前に国民に完全に開かれた外交政策の形成や政府間の交渉、妥協のプロセスを構築することが難しい分野も多々ありうる。しかし、人権と環境の国際基準の達成を各国に求めていく多国間協議の場である国連人権システムを地域外交の舞台とするならば、むしろ、徹底して市民・国民に開かれ、国際的に開かれた、より多くの人々とともに普遍的な訴えを作っていくことが最大の力となる。

12) 何を訴えるか—自己決定権に基礎づけられた訴え

沖縄県は、多様な国際法及び国際人権法に基づく国際的な人権と環境の基準を基盤として、その論理に基づいて、日米両政府が進める軍事化による沖縄の人権の侵害状況を訴えなければならない。

国連諸条約委員会の多くの勧告は、国連先住民族権利宣言上の条文を用いており、これを用いないことは、沖縄の権利と利益を大きく損なうことになる。沖縄の人々の権利を守る義務があるのは沖縄県という地域政府、具体的には県議会であり行政の職責である。

大阪高裁判決は、国際自由権規約 27 条等の国際人権法及び国連先住民族権利宣言の条文を引用して、それに基づく解釈を試み、沖縄の人々が国際法上の先住民族であると断言した。

人権の基準は、国内の法と実践の中のみならず、国際的な議論の中で確定され普遍化されてきたものである。大阪高裁の判決は、後者を重要な法源として国内法の解釈と実践の中に入れていく努力を、まがりなりにも追求している。権力の役割は、尊厳の確保と人権の保障にあり、沖縄県の議員や職員は率先して国際人権法に基づく人権基準を理解するとともに、国際法上の「先住民族」と「自己決定権」「先住民族の権利」について、議論をより前進させていくべきである。